

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月23日から40年4月26日まで  
② 昭和43年1月10日から44年7月29日まで

社会保険事務所（当時）に、厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、昭和39年3月23日から40年4月26日までの期間及び43年1月10日から44年7月29日までの期間について、同年10月7日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず、受領もしていない。

もし、請求するならばA事業所の厚生年金保険の被保険者期間についても請求するはずなので、支給済みの記録があることに納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある昭和40年5月8日から42年12月21日までの期間については、その計算の基礎とされておらず、申立人が31か月の厚生年金保険の被保険者期間を残して脱退手当金を請求したとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上も不自然である。

また、申立期間の最終事業所（B事業所）に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後で管理されている女性72人のうち、脱退手当金の受給資格のある者が42人確認できるところ、支給記録が確認できる者は9人である上、申立人の申立期間における最終事業所での厚生年金保険加入期

間（申立期間②）は、脱退手当金の請求要件である24か月に満たない18か月であり、当該事業所における被保険者期間が24か月未満である18人のうち、17人については脱退手当金の支給記録が無いなど、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月、8年3月、9年4月及び同年5月並びに10年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年3月  
② 平成8年3月  
③ 平成9年4月及び同年5月  
④ 平成10年3月

私は、平成10年7月頃にA市区町村役場へ行き、国民年金の窓口で3か月か5か月の国民年金保険料を納付した。保険料を納付したにもかかわらず記録が無いのは納付できないので、納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る国民年金の資格取得日及び資格喪失日の記録は平成12年6月27日に追加及び訂正されていることが確認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、平成10年7月頃にA市区町村役場の国民年金窓口で納付したとしているものの、当該時点において、申立期間①及び②については時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間③及び④については過年度保険料となるどころ、A市区町村は、「過年度保険料の収納及び保険料の預かりは行っていなかった。」と回答しているなど、申立人の主張する納付状況はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案574

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年3月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月から平成2年3月まで  
国民年金については、私が20歳になった年に私自身が加入手続きを行い、国民年金保険料については私の母親が家族の分と一緒に納付してくれていたと思うため、申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A市区町村への照会結果から、申立人の国民年金加入に係る届出は、申立期間後の平成2年10月31日に行われたものと推認でき、当該時点においては、申立期間のうち、昭和55年3月から63年8月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前記の国民年金加入に係る届出の時点において、申立期間のうち、昭和63年9月から平成2年3月までの期間は、過年度納付が可能であるが、申立人及び申立人の母親から過年度納付をうかがわせる供述は得られない。

さらに、オンライン記録及びA市区町村の検認記録によると、申立期間直後の平成2年4月から同年11月までの期間に係る申立人の国民年金保険料が、同年11月27日に一括して納付されていることが確認できる一方、申立人の両親及び妻は、同期間の保険料を定期的に納付していることが確認できる上、同年12月以降の保険料は申立人と他の同居親族が同一日に納付している状況が確認できることから、申立人が他の同居親族と一緒に保険料を納付していたのは、前述のとおり国民年金に加入したと推認できる同年10月31日以降である状況がうかがえる。

加えて、申立期間は121月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い上、申立期間に係る国民年金保

険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案575

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から49年3月まで

昭和46年5月頃、母親が私の国民年金の加入手続を行い、以後の保険料も納付してくれた。領収書等は保管していないが未納とされていることに納得できないので調査の上、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市区町村が作成した国民年金被保険者名簿において、「加入もれ 49. 4. 26 受付」の記載が確認できることなどから、昭和49年4月以降に払い出されたものと推認でき、当該時点では、46年12月以前の期間の保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、特例納付、過年度納付等により申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親も既に死亡していることから、国民年金の加入手続、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。